

## 文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年12月10日（水曜日）

開会 午後 1時00分

閉会 午後 1時22分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

|          |     |         |      |         |
|----------|-----|---------|------|---------|
| (出 席)    | 委員長 | 山 名 正 晃 | 副委員長 | 小 野 耕 作 |
|          | 委 員 | 柴 田 敏   | 委 員  | 林 恭一郎   |
|          | "   | 山 田 雅 德 | "    | 萱 野 哲 也 |
|          | "   | 村 木 理 英 |      |         |
| (欠 席)    | なし  |         |      |         |
| (その他出席者) | 議 長 | 三 宅 啓 介 |      |         |

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 小 原 純   | 同次長 | 日 笠 哲 宏 |
| 同主幹    | 関 藤 克 城 | 同主任 | 東 宗 利   |

5 説明のため出席した者の職氏名

|        |         |           |         |
|--------|---------|-----------|---------|
| 副市長    | 中 島 邦 夫 | 政策監       | 難 波 敏 文 |
| 総合政策部長 | 入 野 史 也 | 政策調整課長    | 林 啓 二   |
| 財政課長   | 岡 真 里   | 教育長       | 久 山 延 司 |
| 教育部長   | 江 口 真 弓 | こども夢づくり課長 | 大 西 隆 之 |

6 報告事項その結果

報告事項

（1）乳児等通園支援事業の実施について

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

## 開会 午後1時分

○山名正晃委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は、7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項（1）、乳児等通園支援事業の実施について、当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。報告事項（1）、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の実施につきまして御報告いたします。

事業の目的につきましては、乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談や援助といった乳児等通園支援を提供することにより、乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

次に、事業の概要につきまして、まず本事業の実施事業者は、特定非営利活動法人ほっとはあと様で、実施の場所が総社市駅南二丁目地内でございます。本事業の実施につきましては、8月定例市議会の文教福祉委員会におきまして、実施の場所をきよね夢てらす、山手保健センター内の専用スペースでの実施を検討している旨の御報告をしておりましたが、相手方と協議を行う中で、他の催しや会議、相談業務が思いのほか行われております。専用スペースを確保することが困難となりました。

そのため、新たにほかの施設を検討する中で、このたび実施していただきます事業者でありますほっとはあと様から4月から小規模保育事業所の実施を予定している施設であれば専用スペースの確保ができるとの申出がありまして、申請書類を提出していただき審査した結果、認可としたところでございます。

次に、このほっとはあと様が実施されます主な事業内容につきましてですが、対象となる児は保育所や認定こども園などを利用していない総社市に住民票があるゼロ歳6箇月から満3歳未満までの乳幼児とし、実施日時は祝日を除きます月曜日から金曜日までの平日で9時30分から16時30分までしております。ただし、1人当たり月10時間を上限としております。利用料金は、国が定めます基準を準用し、1人1時間当たり300円とし、利用定員は5名としております。

次に、利用の流れにつきまして御説明いたします。

まず、利用の申請ですが、市の窓口に来庁されなくとも、個人のタブレットやスマートフォンなどを使用し、市のL o g o フォームから電子申請を行うこととしております。申請が認定されますと、登録されたメールアドレスに国のことども誰でも通園制度総合支援システムのアカウント情報が届きますので、必要な情報の登録を行っていただくようになります。そちらを登録後、利用を希望される施設との事前の面談が必要となりますので、総合支援システムから面談日の予約を行いまして、保護者と子どもとが一緒に面談を受けることとなります。面談後は、総合支援システムから利用の予約を行いまして、予約の日程が確定しますと、施設からメールが返信され、当日の利用とい

う流れになっております。

今後のスケジュールとしましては、12月20日頃に配布されます「広報そうじや」1月号に掲載し広く周知を行いまして、令和8年1月の中旬、今予定しておりますのが、1月9日から先ほど御説明いたしました利用申請等の手続を開始いたします。そして、当初検討しておりました時期よりも遅くはなりましたが、2月2日から施設の利用を開始する予定としております。事業の実施まで期間も少ないため、「広報そうじや」をはじめ、市のホームページ、またSNSを活用し広く呼びかけてまいります。

本市では、今年度試行的な実施をいたしますが、令和8年度からは法律に基づく給付制度として本格実施となり、全国全ての自治体で実施するよう国から示されておりますので、来年度の本格実施も見据えながら取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項につきましては以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 報告なんで面倒くさいことは聞かないようにしようと思っています。

私が気になるのが、場所、駅南二丁目ということで、いろいろ保育園、これの開園が令和8年度の4月1日ですよね、開園が、小規模が。それなんですけど、その園のほうの開園よりも早く2月2日から利用開始ということになっているんで、そのスケジュール感を教えてください。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応今の予定では、今の小規模保育事業所を実施されようとしている建物、こちらの改修が1月中旬には完了する予定でございます。そちらが完了しまして、翌月の2月2日から、先だってという形にはなりますけれども、こちらの誰でも通園制度を実施させていただきまして、そちらのほうは、今、いろいろ保育園のほうは認可外保育所を実施しておりますので、そちらの新しくなった建物でこちらの誰でも通園制度と認可外保育所、こちらを並行して3月いっぱいまではするようになります。

4月からは、そちらの認可外保育所から今度は小規模保育事業所に変わりますので、4月からは小規模保育所の事業の実施と併せて誰でも通園制度も、令和8年度も実施する予定であれば、そちらのほうも実施のほうを継続してさせていただく予定にはなっておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。

今いろんな事業が重なり合って、早くからスタートするもの、3月末で終わるもの、それで4月からスタートするものといって絡み合っているんで、ここはスムーズな運営をできるように、当局

としても注意していただきながら、利用者が混乱することのないように、今ありますけど、混乱することのないようにだけ注文しておきますので、よろしくお願ひします。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 私からは、まず対象となる乳幼児の人数はどのくらいなんでしょうか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 対象となる児童の人数ですかね。すみません。

今利用の定員は5名とさせていただいております。内訳でいいますと、ゼロ歳が1名、1歳児が2名、2歳児が2名という形で計5名にさせていただいております。

ただ、これはあくまでも定員という形ですので、それを基準とさせていただいて、どういった方が予約をしていただけるか分からぬ状況もございますので、面積基準また職員の配置基準、そういったものを加味しながらそのあたりは柔軟に受入れのほうをする予定にしたいというふうに事業所のほうからは聞いているところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 私より申し上げます。先ほどの林委員の質疑は、恐らく市内でこの6箇月から3歳未満の子の数を聞かれているなと思うんですよ。対象者数ね。先ほどの利用の人数ももちろんよかったですけど。

(「すみません、林委員の御質問にお答えしたいと思います」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 すみません、こちらにお願いします。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 すみません、林委員の御質問にお答えしたいと思います。

そちらのゼロ歳6箇月から3歳ですよね、そちらの保育所に行かれていない未就学児の数、こちらのほう後ほど確認させていただきまして、すみません、御回答させていただければと思います。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 それから、1人当たり月10時間を上限とありますが、これは、感覚的には、親御さんがその子どもさんをここへ連れてくるのに、例えば1時間、2時間だけ遊ばすとか、その時間自分が用事があるのでこの時間に連れてくるような感覚で、丸1日、5時間も6時間いるというんじゃなくって、1時間、2時間を何回にも分けて来るような感覚でいいんですかね、これは。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 林委員の御質問にお答えしたいと思います。

月上限が10時間ですので、それほど長い時間使用するものではございません。ですので、1日1時間、2時間単位で利用される方もおられれば、まとめて利用される方もおられるかと思いますけれども、単位的には1時間がベースとなりまして、1時間を超えますと30分単位で利用できるというふうに運営上させてはいただいているんですけれども、そういう形で短時間での御利用という

形にはなるかと思います。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ありがとうございます。

それから、この利用定員の5名なんですが、これは、1日の受入れが5名なのか、それとも同時受入れが5名なのか、どちらでしょうか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 どうもすみません。林委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちら、最大が5名という形になっております。面積基準また職員の配置基準を加味しまして、最大が5名という形にさせていただいております。ただ年齢によって若干変わってくる部分もありますけれども、利用定員は最大5名というふうにさせていただいております。

以上でございます。

(「そのときそのときが」と呼ぶ者あり)

○大西隆之こども夢づくり課長（続） そうですね、そのときそのときが5名という形になっております。すみません。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ということは、例えば、5名の方が来られているときに、1人だけが早く帰られました。その後行きたいと予約を入れていたら、そこは、その早く帰られた後に、そこに入れるということなんですね。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 最大そのときが5名という形にさせていただいておりますので、1人が帰られまして枠が空きますと、そこへまた予約をされていれば利用のほうは可能という形になっております。

(「もう一問」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 もう一問、すみません。

これは、1日1時間当たり300円なんですが、例えば、中にはもう丸1日お子さんを連れてくることもあり得ると思うんですけど、そういったときに、例えばお昼御飯とかおやつだとか、そういうものが必要になってくると思うんです。これは、お昼御飯なんかも持ってくるようになるんですか。別途幾らか費用を出してお昼御飯を出してもらうのか、それはどちらなんでしょうか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 林委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

給食とかそういった食事の関係につきましては、事業者の御判断で提供いただけるというふうに基準のほうなっておりまして、このほつとはあと様におかれましては、そういった給食であったり食事の提供というのはする予定はないと聞いております。ですので、昼食時であれば、お弁当とか

を御持参していただいて食べていただくというような形にはなるかと思います。

以上でございます。

(「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 私もこの事業は初めて聞くので、この事業の実施に当たって、過去にこういうことで新しい事業をやっていくという提案なのか、例えば、前にやっていたこういう事業を廃止して新たにこういう事業をやったとかという、この事業を実施するに当たっての過去の経過を少しお話をいただけたらと思います。お願いします。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 こちらの誰でも通園支援事業、乳児等通園支援事業、こちらにつきましては、国こども家庭庁のほうが創設されまして、令和6年度、令和7年度と試行的な実施という形で示されておりまして、総社市としましては、この令和7年度から試行的な実施を予定しているところでございます。令和8年度からは、先ほども申しましたとおり、全国全ての自治体で実施するような取組となっておりますので、できるところできないところもあるかとは思いますけれども、全ての自治体で国の法律に基づいた給付費制度として実施という形になっております。

この事業自体は新規の事業でございまして、似たような事業としましては一時預かり事業とかそういういったものがございますけれども、あくまでもこちらは通園、子ども目線での事業となっておるところでございます。一方、一時預かり事業につきましては、あくまでも保護者のレスパイト、急用ができたとか体調が悪いので子どもを見てほしい、そういうときに活用していただけるのが一時預かり事業。一方で、こちらのほうは、子ども目線で、通園して集団性を高めるであったり、そういう効果を教育上に取れるような事業というふうに形上なっておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 一時預かり事業等が似たようなことであると言われて、この新しい事業として特徴的なことがあれば、今二つ比較をされたんですけれども、今教育とかそういう面でってお話ししされたと思うんですけども、この特徴をもう少し詳しく教えていただけますか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 柴田委員の御質問にお答えしたいと思います。

そうですね、国が示しておりますこちらの事業の根底にありますのが、こどもまんなか社会という子どもの最善の利益を優先した考え方でございまして、子ども成長の観点から全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを目的とするというふうに国のほうでも示しておるところでございます。

本事業は就労要件を問いませんので、保育所は就労要件が必要となってくるんですが、こちらの

ほうは就労要件、そういうものを聞いませんので、保育所を利用していない方等が集団生活を経験させたいという方におかれましては、もう誰でもが利用のほうをしていただけると、もちろん年齢制限はゼロ歳6箇月から3歳未満までという形であるんですけども、誰でも使用のほうが、就労要件を問わずできるという形にはなっておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 よく分かりました。ありがとうございます。何か続きがありますか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。ありますか。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 すみません、林委員の御質問の未就学児童で保育園等に通っていない数、そちらのほう、すみません、令和7年4月1日時点にはなりますけれども、ゼロ歳児のほうが130名、1歳児のほうが286名、2歳児のほうが336名となっておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 それに関して何かありますでしょうか。

他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 すみません。これは予約制なんですが、これは、1回目予約していてもキャンセルということもあると思うんですけど、それはどのようにしてキャンセルとか行われるんですか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 林委員の御質問にお答えしたいと思います。

すみません、予約のほうも基本的には1週間前までの予約というふうにさせてはいただいているんですけども、キャンセルのほうも前日までのキャンセルと。当日のキャンセルは基本的には受付できませんので、もしも通わされないという形であれば使用料のほうが発生してしまう可能性があるというふうに今は想定しておるところでございます。

以上です。

(「申請」と呼ぶ者あり)

○大西隆之こども夢づくり課長（続） そうですね、キャンセルにつきましてどういった形で申請されるのかというところですけれども、そちらもシステムで行くのか、直接園のほうへ連絡していただくのか、緊急な形でありますともう園のほうへ直接連絡していただくという形にはなるかと思います。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ということは、できるだけキャンセルはないほうがいいと思うんですけど、緊急の場合とかそういうことである場合は、キャンセル料を払えばキャンセルができるということですね。

ここで仮に、例えば、キャンセル待ちというんですかね、1週間前に予約するときに、自分の子どもを預けたいという方がもう5人、定員になってしまったけども、もし空いたら入れてくれというような、そういうふうなキャンセル待ちの方、そういうものは想定してないんですか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 林委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

キャンセルとか予約につきましても、国の総合支援システム、こちらのほうで全てを基本的には行うようになりますて、その空き状況等も国のシステムのほうから確認できるようになっております。予約をしようとしたときにもう5人全て埋まっているという形であれば当然予約はできないと思うんですけども、その空き状況もどういった形になっているかなというのは、随時利用者のほうでその空き状況は確認していただくという形なりますので、そちらのシステムのほうの状況を確認していただくという形になると思います。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 そしたら、一応予約は1週間前ですけども、例えばそれから2日ぐらいたったときに、1週間前のときにはもういっぱいだったけれども、それが2日ぐらいたって見てみたら一つ空いていたという場合、その場合って予約ができますか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 林委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

予約は基本的にはシステムからは1週間前という形になっておりますので、1週間を切ってその空き状況が急遽空いたという形であれば、事業所のほうに連絡していただいてその使用ができるかどうかというものを、1週間前の予約という期間が過ぎていますので、そういったところも含めて直接事業所のほうへ連絡していただくような運用になるかもしれませんので、そちらのほうはまた確認しておきます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 分かりました。ありがとうございました。

○山名正晃委員長 小野副委員長。

○小野耕作委員 失礼いたします。この事業なんですが、取りあえず今一つ始まるということなんですが、今後まだ増えていくような可能性とかはございますか。事業所が増えていく。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 小野副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

現段階、今年度につきましてはこちらのほつとはあと様という形にはさせていただいておりますけれども、令和8年度以降につきましても、本格稼働という形になりますので、どちらのほう、国のほうとしましては、そういった障がい児とか医療的ケア、こういった方も受入れのほうを推進しているところもございますので、そういったところで受入れができる想定しながら、令和8年度実施していただける機関についてこれから検討のほうはさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、御報告を受けたということにいたします。

では、以上をもちまして、本日の報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時22分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

文教福祉委員会委員長 山名 正晃